

新旧対照表

○ 千葉県暴力団排除条例施行規則

改正後	改正前
<p>(弁明の機会の付与)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手続条例第28条の規定による通知を受けた者(手続条例第29条において準用する手続条例第15条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「弁明者」という。)は、公安委員会から口頭による弁明の機会を付与された場合を除き、公安委員会に対し、弁明書(別記第3号様式)を提出して弁明を行うものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(弁明の機会の付与)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手続条例第28条の規定による通知を受けた者(手続条例第29条において準用する手続条例第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「弁明者」という。)は、公安委員会から口頭による弁明の機会を付与された場合を除き、公安委員会に対し、弁明書(別記第3号様式)を提出して弁明を行うものとする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(弁明日時等の変更)</p> <p>第5条 口頭による弁明の機会を付与された者(手続条例第29条において準用する手続条例第15条第4項後段の規定により手続条例第28条の規定による通知が到達したものとみなされる者を含む。以下この条において「口頭弁明者」という。)は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、日時等変更申出書(別記第6号様式)により、弁明日時又は場所(以下この条において「弁明日時等」という。)の変更を申し出ることができる。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 公安委員会は、口頭弁明者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、日時等決定通知書をいつでも口頭弁明者に交付する旨を千葉県警察のホームページに掲載するとともに、公安委員会の掲示板に掲示することによって行うものとする。この場合において、当該措置を始めた日の翌日から起算して2週間を経過したときに、当該通知が口頭弁明者に到達したものとみなす。</p>	<p>(弁明日時等の変更)</p> <p>第5条 口頭による弁明の機会を付与された者(手続条例第29条において準用する手続条例第15条第3項後段の規定により手続条例第28条の規定による通知が到達したものとみなされる者を含む。以下この条において「口頭弁明者」という。)は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、日時等変更申出書(別記第6号様式)により、弁明日時又は場所(以下この条において「弁明日時等」という。)の変更を申し出ることができる。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 公安委員会は、口頭弁明者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、日時等決定通知書をいつでも口頭弁明者に交付する旨を公安委員会の掲示板に掲示することによって行うものとする。この場合において、当該掲示を始めた日の翌日から起算して2週間を経過したときに、当該通知が口頭弁明者に到達したものとみなす。</p>